

天保八年酉年八月

御福書御謄本帳

東八浦

今之友松平周防守元願分
石前漢田松系浦之治在公家者
公家之竹鴻之海海政之件
公家之竹鴻之海海政之件

石見安達美術館

石見安達美術館

7-63

若利久の山邊に古き御別

若子との天邊海邊東邊

波のしるしと云ふ縁の文

朝鮮の山邊古き成の山

海邊停止の 作方の場

ろく物と云ふ天邊海邊

まじり物と云ふ山邊古き

波のしるしと云ふ海邊古き

勿備也との心懸海に書る
其五形不方舎は茶筋未
乞うけすも年定年と左觸は
海未年望年可成多けを

仲業石紋は茶白り下も
右に越中村と中央官に願を
願に地政より浦方村町
不波石下觸知先觸書

梅丸と徳丸と丸場未裁並

下下との也

二月

右と通後

と儀名 作おはる沖願うく

若大望下お守との也

浦太郎

古之真

作畫養素望

大德八年五月廿一日
石見安達美術館所藏
道也書畫

十...
...

右...
通...
作...
...

大...
八...
...

和...
...

家...
...

...

...

...

...

...

嘉慶二十五年

唯七



蘇州府

蘇州府



蘇州府

蘇州府



蘇州府

蘇州府



蘇州府

蘇州府



蘇州府



蘇州府

蘇州府

号人

一河得書板札八枚

但蓮舟八本六

右京八浦山七教家以我私

作有奉送有出如作

右陸浦七

志在島

志在島

謙法

今又布浦七

市家書

松川浦奉号

教之部

嘉久志浦奉号

唯七

天佛八箇奉号

久代浦年号

治嘉嘉

和永浦年号

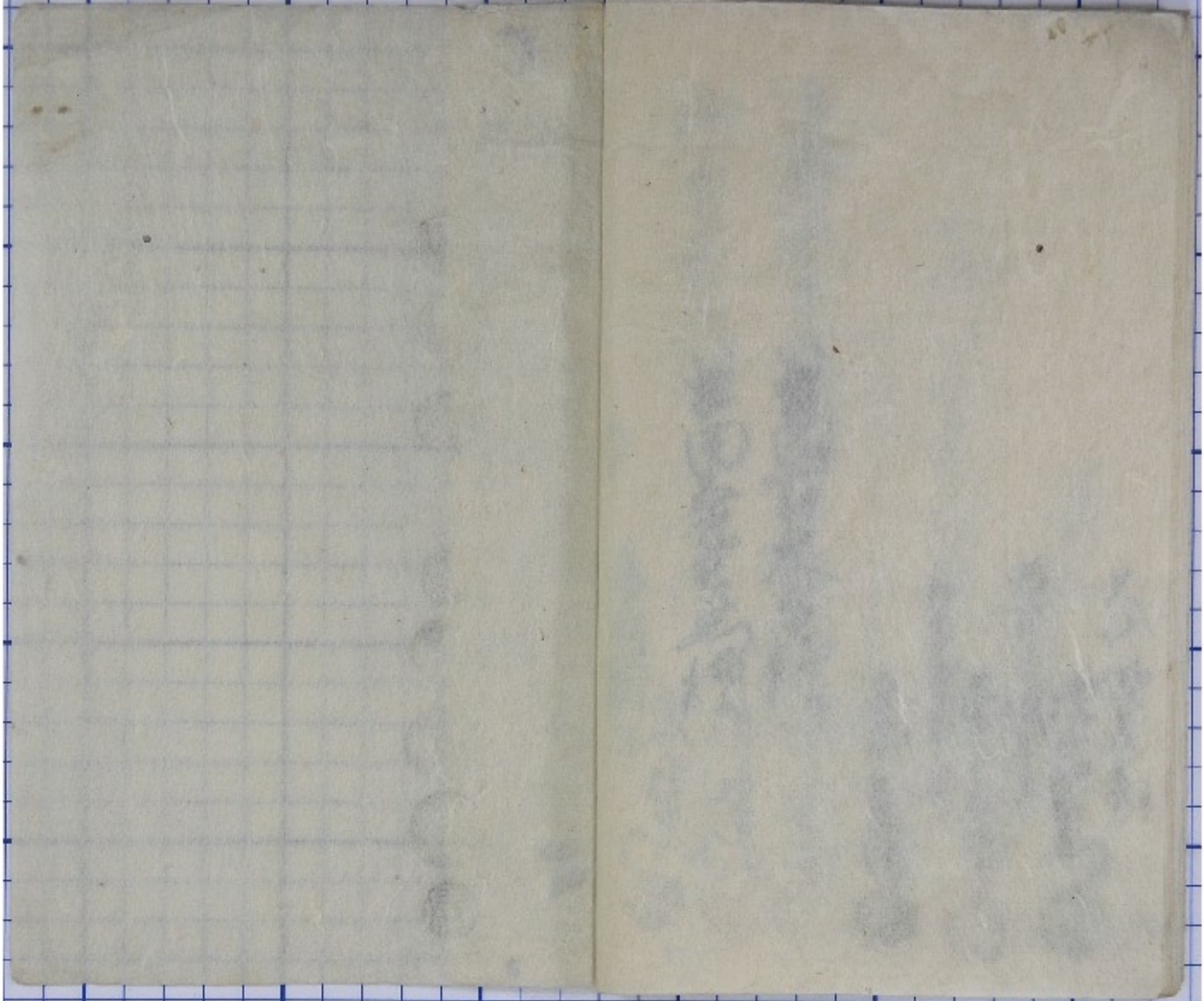
永年号

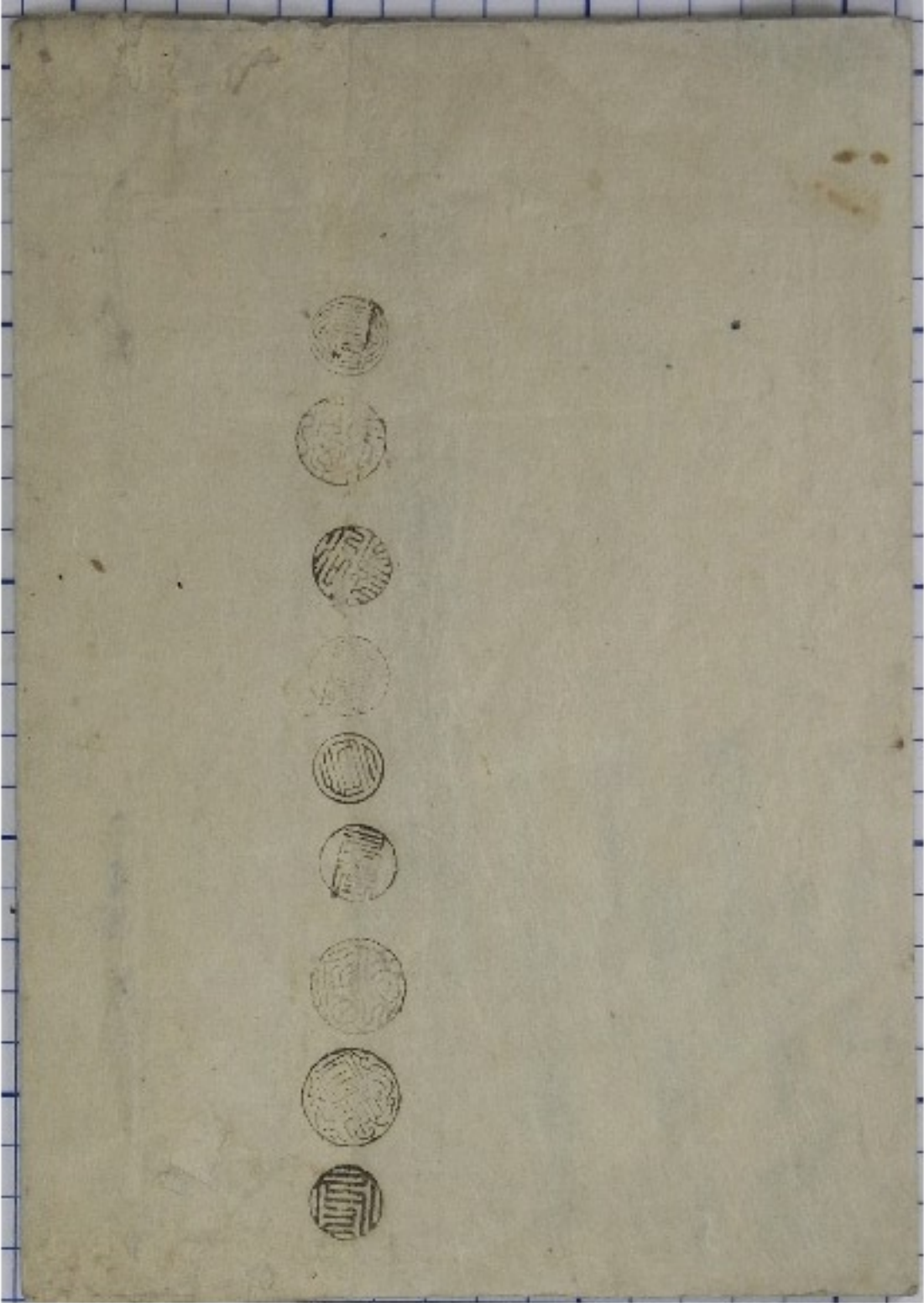


美古卷古柳

美古卷古柳







石見安達美術館蔵「天保8(1837)酉年四月 御触書御請印帳 東八浦」

(表紙)

天保八酉年四月

御触書御請印帳

東八浦

今度松平周防守元領分

石州濱田松原浦ニ罷在候無宿

八右衛門竹嶋江渡海致候一件

吟味之上右八右衛門其外夫々

巖科被行候右嶋往古者伯州

米子之もの共渡海魚漁等

致候といへとも元禄之度

朝鮮国江御渡ニ相成候以来

渡海停止被 仰出候場所ニ

有之都而異国渡海之儀者

重キ御制禁ニ候条向後右嶋之

儀も同様相心得渡海致間敷候

勿論国々の廻船等海上ニおいて

異国船ニ不出会様乗筋等

心かけ可申旨先年も相触候通

弥相守以来可成たけ遠

沖乗不致様乗廻り可申候

右之趣御料者御代官私領者

領主地頭より浦方村町とも

不洩様可触知候尤触書之趣

板札ニ認高札場等ニ掛置

可申もの也

二月

右之通従

公儀被 仰出候間御領分之

者共堅可相守もの也

浦奉行

右之通被 仰出奉承知候以上

唐鐘浦

金周布浦

久代浦

波子浦

敬川浦

都野津浦

和木浦

嘉久志浦

大年寄

谷田古藤吾

右之通被 仰出承知奉畏候

以上

天保八酉年四月

和木浦年寄

宗兵衛[㊦]

都野津浦年寄

幸十郎[㊦]

久代浦年寄

次郎右衛門[㊦]

嘉久志浦年寄

唯七[㊦]

敬川浦年寄

頼三郎[㊦]

金周布浦長

市郎兵衛[㊦]

波子浦長

謙徳[㊦]

唐鐘浦長

甚左衛門[㊦]

同 同

藤左衛門[㊦]

覚

一御触書板札八数

但建木八本共

右東八ヶ浦江壹数宛此度被

仰付奉請取候処如件

天保八酉年四月

唐鐘浦長

藤左衛門[㊦]

同 同

甚左衛門[㊦]

波子浦長

謙徳[㊦]

金周布浦長

市郎兵衛[㊦]

敬川浦年寄

頼三郎[㊦]

嘉久志浦年寄

唯七[㊦]

久代浦年寄

次郎右衛門[㊦]

都野津浦年寄

幸十郎[㊦]

和木浦年寄

宗兵衛[㊦]

谷田古藤吾様

谷田五郎左衛門様

【訳（概要）】

松平周防守の元領分、石州浜田松原浦の八右衛門が竹島（鬱陵島）へ渡った件は厳罰に処した。この竹島は伯州米子のものが漁をしていたが、元禄に朝鮮国へ渡したので渡海を停止している。異国へ渡ることは重罪で、この島（竹島^{II}鬱陵島）も同様である。海上においても異国船となるべく会わない航路を心がけよ。この事を津々浦々へ漏れがないよう、

御触書板札を高札場等へ設置すること。

右のとおり仰せられたので承知した。

唐鐘浦（ほか七浦）の大年寄り 谷田古藤吾

右のとおり仰せられたので謹んで承知した。

天保八年四月

和木浦年寄 宗兵衛（ほか七浦年寄、長）

覚（請書）

一 御触書の書かれた板札八枚、それを立てるための木を八本、これを東八浦へ一枚ずつ配付されたので、受け取ったことを署名押印の上申しあげる。

天保八年四月

唐鐘浦長藤左衛門・甚左衛門（ほか七浦長、年寄）より、大年寄の谷田古藤吾様・谷田五郎左衛門様へ

※浜田郷土資料館所蔵の高札は、江戸時代浜田藩領の土田浦（現在は益田市）にこの御触れによって立てられた高札である。隠岐の大久村の資料は、同じ御触れにより高札場等に掲げた板札を、ある時期に書き写したものである。